

定例監査の結果

1 監査の期間

令和3年8月5日から令和3年8月27日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 環境保全課、環境業務課

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 環境保全課

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由が不明確なものがあった。

法令等に基づき、適正な事務を遂行されたい。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

イ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事務において、有効期間満了日から起算して30日を経過する日までに結果を報告していないものや、許可証の返納がないものがあった。

法令等に基づき、適正な事務を遂行されたい。

【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項】

【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律施行規則第7条第15項】

ウ 個人情報の管理状況において、保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書が綴られていた。

条例に基づき、適正な事務を遂行されたい。 【個人情報保護条例第5条第2項】

エ 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金予約申請書について、申請書に添付された契約書の写しが、補助対象設備設置に係る工事の契約書であることが確認できないものがあった。

交付要綱に基づき、適正な事務を遂行されたい。

【住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱第5条第1項】

(2) 環境業務課

なし